

「住宅取得資金にかかる借入金の年末残高証明書」のご案内

ご利用中のローンについて「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書（以下、証明書といします。）」をお送りします。

なお、この証明書を発行させていただいても、住宅ローン控除を受けられない場合もございます。控除を受けられるかどうかは、税務署にご確認ください。

この証明書の発行が不要な場合や、記載内容にご不明な点等ございましたら、下記のお問い合わせ先にご連絡ください。

平成21年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した方のうち、所得税の額から控除しきれなかった住宅借入金等特別税額控除額（特定増改築等に係るものを除きます。）がある方については、翌年度分の個人住民税から控除できる場合があります。

詳しくは、お住まいの市区町村にお尋ねください。

本証明書の最終発行年は以下の通りです。

必要な期間と異なる場合はご連絡下さい。

最終発行年：令和9年

三菱UFJ銀行 ローン事務センター

0120-304-156 (9:00~17:00 ただし、銀行窓口休業日を除く)

《住所変更についてのお問い合わせ先》

コールセンター 0120-860-777 毎日 9:00~21:00

OTS2-01107023#

住宅取得
資金の借
入れ等を
している者

金	忠	様
---	---	---

[illegible]

21,308,153 円

等の金額
当初金額
平成 30 年 03 月 26 日
23,500,000 円

償還又は 期は期間	平成30年 令和35年	04月からの 03月までの 35年	0ヶ月間

(蕪烟)

租税特別措置法施行令第26条の3第1項の規定により、令和3年12月31日における租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等の金額、同法第41条の3の2第1項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、同条第5項に規定する断絶改修住宅借入金等の金額又は同条第8項に規定する多世帯同居型住宅借入金等の金額等について、上記のとおり証明します。

令和 3年 09月 30日

黑龙江省牡丹江市86号

ローン事務センター (印省略)

※国税庁モデル様式に基づき押印は省略しております。

お取引店 (322) 堀留支店

お取引先番号

(322) 堀留支店
(322-4552999-0102172-0011
-631-0000) (0194201)